五　公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

六　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れるものに限る。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十九年度の実質公債費比率が十一・九パーセント未満又は平成二十九年度の将来負担比率が百七十三・四パーセント未満である道府県にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

四十九　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

［削る］

［削る］

五　公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

六　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れるものに限る。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十八年度の実質公債費比率が十二・七パーセント未満又は平成二十八年度の将来負担比率が百七十五・六パーセント未満である道府県にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

四十九　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×（15,521円＋B）＋C×（12,747円＋B）＋（D×443円）＋（E×175円）＋（F×0.5）

算式の符号

A　被災地の救助活動等の応援に出動した道府県の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数

B　当該道府県の道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額

C　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の道府県の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数

D　道府県が受け入れた被災者の当該道府県の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数

E　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数

F　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額

二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額